

# スポーツ基本法(抜粋)

平成23年8月24日

法律第78号

## [目次]

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 スポーツ基本計画等(第9条-第10条)

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第11条-第20条)

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第21条-第24条)

第3節 競技水準の向上等(第25条-第29条)

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備(第30条-第32条)

第5章 国の補助等(第33条-第35条)

附則

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

## [都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等]

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。